

さぬき市高齢者運転免許証自主返納等支援事業実施要綱

平成27年3月17日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の運転免許証の自主返納等を促進し、高齢者の運転による交通事故の抑制を図るため、運転免許証の自主返納等を行った高齢者に対する支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 道路交通法第104条の4の規定により、全ての種類の免許の取消しを申請し、運転免許証を公安委員会へ返納することをいう。
- (3) 申請による運転免許の取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう。
- (4) さぬき市共通商品券 さぬき市共通商品券条例（平成18年さぬき市条例第6号）で定める商品券をいう。
- (5) さぬき市コミュニティバス回数乗車券 さぬき市コミュニティバス運行規則（平成14年さぬき市規則第147号）第8条第1項に規定する回数乗車券をいう。
- (6) 卒業カード かがわ交通安全活動推進実行委員会会長が、高齢者運転免許卒業カード発行事業実施要領第6条第1項の規定に基づき交付するカードをいう。

(対象者)

第3条 事業の対象者となる者は、次条第1項に規定する申請時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成27年4月1日以降に自らが所有する運転免許証を自主返納した者で、自主返納の日から第5条第2項に規定する交付の日までの期間において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録され、自主返納の日において満65歳以上の者
- (2) 卒業カードの交付を受けた者で、卒業カードの発行日から第5条第2項に規定する交付の日までの期間において住民基本台帳法に基づき市の住民基本台帳に記録され、卒業カードの発行日において満65歳以上の者

(申請手続)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者運転免許証自主返納等支援事業申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1号に規定する者 次に掲げる書類

ア 申請による運転免許の取消通知書の写し

イ 市長が必要と認める書類

(2) 前条第2号に規定する者 次に掲げる書類

ア 卒業カードの写し

イ 市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請手続は、申請による運転免許の取消通知書又は卒業カードの交付日から1年以内に行わなければならない。

3 第1項第1号ア又は同項第2号アに規定する書類を紛失した場合は、当該書類に代えて当該書類の交付があったことを証する書類によることができる。

（支援の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、事業を利用することが適当と認める者（以下「被支援者」という。）に対し、さぬき市共通商品券及びさぬき市コミュニティバス回数乗車券（以下「商品券等」という。）のうち、被支援者が選択するものを次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額分を限度として交付し、事業の利用を適当と認めない者については、高齢者運転免許証自主返納等支援事業不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(1) 第3条第1号に該当する者 10,000円

(2) 第3条第2号に規定する者 6,000円

2 商品券等の支給は、被支援者1人につき1回限りとする。

3 被支援者は、前項の規定による商品券等の交付を受けたときは、高齢者運転免許証自主返納等支援事業受領書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（利用決定の取消し等）

第6条 市長は、被支援者が偽り若しくは不正の手段により支援の決定を受けたとき又は商品券等の交付を受けるまでに市の住民基本台帳に記録されなくなったときは、高齢者運転免許証自主返納等支援事業利用決定取消通知書（様式第4号）により支援の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に交付した商品券等があるときは、当該取り消された者に対し、その交付額に相当する金額の返還を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第23号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前のさぬき市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の規定により支援の決定がなされているものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前のさぬき市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号(第4条関係)